

議案第 4 9 6 号

大田市附属機関設置条例制定について

大田市附属機関設置条例を、別紙のとおり制定するものとする。

令和 4 年 2 月 2 8 日提出

大田市長 楫 野 弘 和

大田市条例第 号

大田市附属機関設置条例

(趣旨)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づく本市の附属機関の設置等については、法律又は他の条例に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

(附属機関の設置)

第2条 本市の執行機関は、別表第1の執行機関の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の附属機関の欄に掲げる附属機関を設置するほか、担任する事務に応じ、それぞれ別表第2の附属機関の欄に掲げる類型の附属機関を設置することができる。

(所掌事務)

第3条 附属機関の所掌事務は、それぞれ別表第1又は別表第2の所掌事務の欄に掲げるとおりとする。

(組織)

第4条 附属機関を組織する委員その他の構成員（以下「委員等」という。）の定数は、それぞれ別表第1又は別表第2の定数の欄に掲げるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、特別の事項を調査し、又は審議させるため必要があると認めるときは、附属機関に臨時の委員等を置くことができる。

3 前2項の委員等は、学識経験のある者その他それぞれの附属機関の所掌事務に応じて執行機関が適当と認める者のうちから、当該執行機関が委嘱し、又は任命する。

(部会等)

第5条 附属機関は、特定又は専門の事項について調査し、又は審議させるため必要があると認めるときは、部会その他これに類する組織を置くことができる。

(秘密保持義務)

第6条 附属機関の委員等は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、本市の附属機関の組織及び運営その他附属機関に関し必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関が定める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

執行機関	附属機関	所掌事務	定数
市長	大田市総合計画・総合戦略等推進会議	大田市総合計画基本計画、大田市まち・ひと・しごと創生総合戦略及び大田市人口ビジョンに関すること。	12人以内
	大田市地域公共交通会議	地域の実情に即した輸送サービスの実現に関すること。	15人以内
	大田市公の施設指定管理者選定委員会	本市が設置する公の施設の指定管理者の選定に関すること。	10人以内
	大田市障がい者自立支援協議会	障がい福祉施策に関すること。	25人以内
	大田市地域福祉推進支援機関代表者会議	大田市生活困窮者自立相談支援事業及び地域福祉支え合い推進事業に関すること。	30人以内

	大田市保健対策推進協議会	大田市保健対策事業に関すること。	20人以内
	大田市生涯現役・いぶし銀が支えるまちづくり推進協議会	老人福祉計画、介護保険事業計画、地域包括支援センター及び地域密着型サービスに関すること。	20人以内
	大田市老人ホーム入所判定委員会	養護老人ホームへの入所の要否に関すること。	5人以内
	地域ケア会議	地域包括ケアシステムに関すること。	20人以内
病院事業管理者	大田市立病院初期臨床研修管理委員会	大田市立病院における初期臨床研修に関すること。	40人以内
教育委員会	大田市立学校結核対策検討委員会	大田市立学校における結核対策の管理方針に関すること。	10人以内
	大田市就学支援委員会	障がいの程度に応じた就学の判定並びに障がいのある児童生徒等の教育相談及び支援に関すること。	15人以内

おおだ教育魅力化推進会議	教育の魅力化の推進に関すること。	15人以内
石見銀山遺跡整備検討委員会	史跡石見銀山遺跡の整備事業に関すること。	15人以内
大田市山村留学推進協議会	山村留学事業の推進に関すること。	20人以内

別表第2（第2条関係）

附属機関	所掌事務	定数
計画の策定等に係る委員会	計画的な市政の運営を図るため、各分野における計画の策定又は変更についての審査又は審議に関すること。	それぞれの委員会ごとに20人以内

大田市附属機関設置条例制定に関する説明資料

1 制定の理由

大田市が設置する附属機関について、法的な位置づけを明確にするため、新たに条例を制定するもの。

2 制定の内容

(1) 第1条（趣旨）

地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく本市の附属機関の設置等については、法律又は他の条例に定めるもののほか、この条例の定めるところによることを規定

※地方自治法（抜粋）

第138条の4 略

2 略

3 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

(2) 第2条～第4条（附属機関の設置等）

設置する附属機関の名称、所掌事務等について規定

①個別の附属機関

執行機関	附属機関	所掌事務	定数
市長	大田市総合計画・総合戦略等推進会議	大田市総合計画基本計画、大田市まち・ひと・しごと創生総合戦略及び大田市人口ビジョンに関すること。	12人以内
	大田市地域公共交通会議	地域の実情に即した輸送サービスの実現に関すること。	15人以内

大田市公 の施設指 定管理者 選定委員 会	本市が設置する公の施設の指定管理者 の選定に関すること。	10 人 以 内
大田市障 がい者自 立支援協 議会	障がい福祉施策に関すること。	25 人 以 内
大田市地 域福祉推 進支援機 関代表者 会議	大田市生活困窮者自立相談支援事業及 び地域福祉支え合い推進事業に関する こと。	30 人 以 内
大田市保 健対策推 進協議会	大田市保健対策事業に関すること。	20 人 以 内
大田市生 涯現役・ いぶし銀 が支える まちづく り推進協 議会	老人福祉計画、介護保険事業計画、地 域包括支援センター及び地域密着型サ ービスに関すること。	20 人 以 内
大田市老 人ホーム 入所判定 委員会	養護老人ホームへの入所の要否に関す ること。	5 人 以 内
地域ケア 会議	地域包括ケアシステムに関すること。	20 人 以 内

病院事業 管理者	大田市立 病院初期 臨床研修 管理委員 会	大田市立病院における初期臨床研修に 関すること。	40 人 以 内
教育委員 会	大田市立 学校結核 対策検討 委員会	大田市立学校における結核対策の管理 方針に関すること。	10 人 以 内
	大田市就 学支援委 員会	障がいの程度に応じた就学の判定並び に障がいのある児童生徒等の教育相談 及び支援に関すること。	15 人 以 内
	おおだ教 育魅力化 推進会議	教育の魅力化の推進に関すること。	15 人 以 内
	石見銀山 遺跡整備 検討委員 会	史跡石見銀山遺跡の整備事業に関する こと。	15 人 以 内
	大田市山 村留学推 進協議会	山村留学事業の推進に関すること。	20 人 以 内

②類型的な附属機関

附属機関	所掌事務	定数
計画の策 定等に係 る委員会	計画的な市政の運営を図るため、各分 野における計画の策定又は変更につい ての審査又は審議に関すること。	それぞれの委員 会ごとに20人 以内

- ・ 特別の事項を調査し、又は審議させるため必要があると認めるときは、附属機関に臨時の委員等を置くことができる。
- ・ 委員等は、学識経験のある者その他それぞれの附属機関の所掌事務に応じて執行機関が適当と認める者のうちから、当該執行機関が委嘱し、又は任命する。

(3) 第5条（部会等）

附属機関は、特定又は専門の事項について調査し、又は審議させるため必要があると認めるときは、部会その他これに類する組織を置くことができることを規定

(4) 第6条（秘密保持義務）

附属機関の委員等は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならないことを規定

(5) 第7条（委任）

この条例に定めるもののほか、本市の附属機関の組織及び運営その他附属機関に関し必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関が定めることを規定

3 施行期日

令和4年4月1日から施行する。

議案第 4 9 7 号

大田市債権管理条例制定について

大田市債権管理条例を、別紙のとおり制定するものとする。

令和 4 年 2 月 2 8 日提出

大田市長 楫 野 弘 和

大田市条例第 号

大田市債権管理条例

(目的)

第1条 この条例は、市の債権の管理に関する事務の処理について必要な事項を定めることにより、当該事務の一層の適正化及び効率化を図り、もって公正かつ円滑な行財政運営に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市の債権 金銭の給付を目的とする市の権利（地方自治法（昭和22年法律第67号）第240条第4項第3号から第8号までに掲げる債権を除く。）をいう。
- (2) 強制徴収公債権 市の債権のうち、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づく徴収金に係る債権及び法令の規定に基づき国税又は地方税の滞納処分の例により処分することができるものをいう。
- (3) 非強制徴収公債権 市の債権のうち、地方自治法第231条の3第1項に規定する歳入に係る債権で、強制徴収公債権以外のものをいう。
- (4) 私債権 市の債権のうち、強制徴収公債権及び非強制徴収公債権以外のものをいう。

(他の法令等との関係)

第3条 市の債権の管理に関する事務の処理については、法令又は他の条例（以下「法令等」という。）若しくはこれに基づく規則又は企業管理規程（以下「規則等」という。）に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

(市長等の責務)

第4条 市長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第8条第2項の規定により管理者の権限を行う市長を含む。）及び病院事業管理者（以下「市長等」という。）は、法令等及び規則等の定め

るところにより、市の債権を適正に管理しなければならない。

(生活困窮者支援との連携)

第5条 市長等は、債務者が生活困窮状態にあると認められるときは、生活困窮者支援の関係部署との連携に努めなければならない。

(台帳の整備)

第6条 市長等は、市の債権を適正に管理するため、規則等で定める事項を記載した台帳（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録を含む。）を整備しなければならない。ただし、当該市の債権の性質上特にその必要がないと認められるときは、この限りでない。

(債務者に関する情報の共有)

第7条 市長等は、履行期限までに履行されない市の債権がある場合において、当該市の債権の管理に関する事務を効果的に行うため必要があると認めるときは、当該事務の遂行に必要な限度で、法令等の規定に従い、当該債務者の情報（地方税法第22条の秘密に該当する情報を除く。）を同一の実施機関（大田市個人情報保護条例（平成17年大田市条例第11号）第2条第7号に規定する実施機関をいう。以下この項において同じ。）内において利用し、他の実施機関に提供し、又は他の実施機関から収集することができる。

2 市長等は、前項の規定により利用し、又は収集した情報を当該市の債権の管理に関する事務以外の事務に利用してはならない。

3 市長等は、第1項の規定により利用し、又は収集した情報を当該市の債権の管理に関する事務に利用する場合は、当該債務者及び第三者の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければならない。

(督促及び督促手数料等)

第8条 市長等は、市の債権について、履行期限までに履行しない者があるときは、法令等の定めるところにより、これを督促しなければならない。

2 市長等は、強制徴収公債権及び非強制徴収公債権について、前項の規定により督促したときは、1通につき100円の督促手数料を

徴収することができる。

- 3 前項の規定は、私債権の督促に係る費用について準用する。この場合において、「強制徴収公債権及び非強制徴収公債権」とあるのは「私債権」と、「督促手数料」とあるのは「督促に係る費用」と読み替えるものとする。

(延滞金等)

第9条 市長等は、地方自治法第231条の3第1項に規定する分担金、使用料、手数料、過料その他の歳入について前条の規定による督促をした場合においては、延滞金を徴収することができる。

- 2 大田市税条例（平成17年大田市条例第54号）第19条及び第20条並びに附則第3条の2第1項の規定は、前項の延滞金を徴収する場合について準用する。

- 3 市長等は、第1項の延滞金を納入すべき者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、当該延滞金を減額し、又は免除することができる。

- (1) 災害により著しく資力を喪失した場合

- (2) 延滞金を納入すべき者の責めによらない事由により当該市の債権について納入が遅延した場合

- (3) 前2号に掲げる場合のほか、当該市の債権について履行しなかったことにつきやむを得ない事由がある場合

- 4 第1項から前項までの規定は、私債権の遅延損害金について準用する。この場合において、第1項中「地方自治法第231条の3第1項に規定する分担金、使用料、手数料、過料その他の歳入」とあるのは「私債権」と、「延滞金」とあるのは「遅延損害金」と、第2項中「大田市税条例（平成17年大田市条例第54号）第19条及び第20条並びに附則第3条の2第1項」とあるのは「民法（明治29年法律第89号）第404条及び第419条第1項」と、「延滞金」とあるのは「遅延損害金」と、前項中「延滞金」とあるのは「遅延損害金」と読み替えるものとする。

(滞納処分等)

第10条 市長等は、強制徴収公債権の滞納処分並びに徴収猶予、換

価の猶予及び滞納処分の停止については、法令等の規定によりこれを行わなければならない。

(強制執行等)

第11条 市長等は、非強制徴収公債権及び私債権について、第8条の規定による督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されな
ないときは、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。ただし、
第14条に規定する徴収停止の措置をとる場合又は第15条の規定
により履行期限を延長する場合その他特別の事情があると認める場
合は、この限りでない。

- (1) 担保の付されている債権（保証人の保証があるものを含む。）
については、当該債権の内容に従い、その担保を処分し、若しく
は競売その他の担保権の実行の手続きをとり、又は保証人に対して
履行を請求すること。
- (2) 債務名義のある債権（次号の措置により債務名義を取得したも
のを含む。）については、強制執行の手続きをとること。
- (3) 前2号に該当しない債権（第1号に該当する債権で同号の措置
をとってなお履行されないものを含む。）については、訴訟手続
（非訟事件の手続きを含む。）により履行を請求すること。

(履行期限の繰上げ)

第12条 市長等は、市の債権について履行期限を繰り上げることが
できる理由が生じたときは、遅滞なく、債務者に対し、履行期限を
繰り上げる旨の通知をしなければならない。ただし、第15条第1
項各号のいずれかに該当する場合その他特に支障があると認める場
合は、この限りでない。

(債権の申出等)

第13条 市長等は、市の債権について、債務者が強制執行又は破産
手続開始の決定を受けたこと等を知った場合において、法令の規定
により市が債権者として配当の要求その他債権の申出をすることが
できるときは、直ちに、そのための措置をとらなければならない。

2 前項に規定するもののほか、市長等は、市の債権を保全するため
必要があると認めるときは、債務者に対し、担保の提供（保証人の

保証を含む。)を求め、又は仮差押え若しくは仮処分の手続をとる等必要な措置をとらなければならない。

(徴収停止)

第14条 市長等は、非強制徴収公債権及び私債権で履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、次の各号のいずれかに該当し、これを履行させることが著しく困難又は不適當であると認めるときは、以後その保全及び徴収をしないことができる。

- (1) 法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるとき。
- (2) 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるときその他これに類するとき。
- (3) 債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。

(履行延期の特約等)

第15条 市長等は、非強制徴収公債権及び私債権について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合において、当該債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることを妨げない。

- (1) 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。
- (2) 債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき。
- (3) 債務者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であるため、履行期限を延長することがやむを得ないと認められるとき。
- (4) 損害賠償金又は不当利得による返還金に係る債権について、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、弁済につき特に誠意を有すると認められるとき。

(5) 貸付金に係る債権について、債務者が当該貸付金の使途に従って第三者に貸付けを行った場合において、当該第三者に対する貸付金に関し、第1号から第3号までのいずれかに該当する理由があることその他特別の事情により、当該第三者に対する貸付金の回収が著しく困難であるため、当該債務者がその債務の全部を一時に履行することが困難であるとき。

2 市長等は、履行期限後においても、前項の規定により履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合においては、既に発生した履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金（以下「損害賠償金等」という。）に係る債権は、徴収すべきものとする。
(債務の免除)

第16条 市長等は、前条の規定により債務者が無資力又はこれに近い状態にあるため履行延期の特約又は処分をした非強制徴収公債権及び私債権について、当初の履行期限（当初の履行期限後に履行延期の特約又は処分をした場合は、最初に履行延期の特約又は処分をした日）から10年を経過した後において、なお、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができる見込みがないと認められるときは、当該債権及びこれに係る損害賠償金等を免除することができる。

2 前項の規定は、前条第1項第5号に掲げる理由により履行延期の特約をした貸付金に係る債権で、同号に規定する第三者が無資力又はこれに近い状態にあることに基づいて当該履行延期の特約をしたものについて準用する。この場合における免除については、債務者が当該第三者に対する貸付金について免除することを条件としなければならない。

(債権の放棄)

第17条 市長等は、非強制徴収公債権及び私債権について、次の各号のいずれかに該当するときは、当該債権及びこれに係る損害賠償金等の全部又は一部を放棄することができる。

(1) 破産法（平成16年法律第75号）第253条第1項、会社更生法（平成14年法律第154号）第204条第1項その他の法

令の規定により債務者が当該債権についてその責任を免れたとき。

- (2) 第11条の規定による強制執行等又は第13条の規定による債権の申出等の措置をとったにもかかわらず、なお完全に履行されなかった場合において、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、履行の見込みがないと認められるとき。
- (3) 第14条の規定により徴収停止を行った場合において、相当の期間を経過した後においても、なお同条各号に該当し、これを履行させることが著しく困難又は不相当と認められるとき。
- (4) 債務者が死亡し、その相続について限定承認があった場合、相続人全員が相続放棄した場合又は相続人が存在しない場合において、その相続財産の価額が強制執行をした場合の費用及び当該債権に優先して弁済を受ける債権の合計額を超えないと見込まれるとき。
- (5) 債務者が著しい生活困窮状態（生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受け、又はこれに準ずる状態をいう。）にあり、資力の回復が困難で、履行の見込みがないと認められるとき。
- (6) 債務者が失踪、所在不明その他これに準ずる事情にあり、徴収の見込みがないと認められるとき。
- (7) 私債権について、消滅時効に係る時効期間が満了したとき（債務者が時効の援用をしない特別の理由があるときを除く。）。

2 市長等は、前項の規定により債権を放棄したときは、これを議会に報告するものとする。

（委任）

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。

（大田市市税外収入金の督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例の廃止）

第2条 大田市市税外収入金の督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例（平成17年大田市条例第59号）は、廃止する。

（大田市公共下水道条例の一部改正）

第3条 大田市公共下水道条例（平成18年大田市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第36条第2項中「大田市市税外収入金の督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例（平成17年大田市条例第59号）」を「大田市債権管理条例（令和4年大田市条例第 号）」に改める。

（大田市公共下水道使用料条例の一部改正）

第4条 大田市公共下水道使用料条例（平成18年大田市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「大田市市税外収入金の督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例（平成17年大田市条例第59号）」を「大田市債権管理条例（令和4年大田市条例第 号）」に改める。

（大田市公共下水道事業受益者負担金徴収条例の一部改正）

第5条 大田市公共下水道事業受益者負担金徴収条例（平成18年大田市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項を次のように改める。

2 前項の負担金の督促に係る徴収に関しては、大田市債権管理条例（令和4年大田市条例第 号）の規定を準用する。この場合において、同条例第9条第2項中「準用する」とあるのは「準用する。この場合において、同条例第19条及び附則第3条の2第1項の規定中「年14.6パーセント」とあるのは「年14.5パーセント」と、「年7.3パーセント」とあるのは「年7.25パーセント」と読み替えるものとする」と読み替えるものとする。

（大田市生活排水処理施設の設置等に関する条例の一部改正）

第6条 大田市生活排水処理施設の設置等に関する条例（平成18年大田市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第27条第2項中「大田市市税外収入金の督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例（平成17年大田市条例第59号）」を「大田

市債権管理条例（令和４年大田市条例第　　号）」に改める。

（経過措置）

第7条 施行日前に地方自治法第231条の3第1項、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第171条、第171条の2及び第171条の4から第171条の6まで並びに附則第2項の規定による廃止前の大田市市税外収入金の督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例第2条の規定に基づいて行った措置又は処分は、この条例の相当規定に基づいて行われたものとみなす。

大田市債権管理条例制定に関する説明資料

1 制定の理由

安定的な財源を確保し、市民負担の公平性を確保する観点から、適切な債権管理に取り組むことを目的として、統一的な手続きや基準を定めた債権管理条例を制定するもの。

2 基本的な考え方

- (1) 債権回収の視点と生活再建支援の視点の両方を持って債権管理に取り組む。
- (2) 債務者から情報を収集することが困難な場合に、他の所管課が保有する債務者に関する情報を利用することができる。
- (3) 明らかに徴収見込みのない非強制徴収公債権及び私債権（以下「私債権等」という。）について、一定の要件のもとで放棄することができる。

3 制定の内容

(1) 第1条（目的）

債権管理について、必要な事項を定めることにより、債権管理の適正化と効率化を図り、公正かつ円滑な行政運営につなげることを目的とする旨を規定

(2) 第2条（定義）

市の債権のうち、国税又は地方税の滞納処分の例により強制徴収できる「強制徴収公債権」と、地方自治法第231条の3第1項の規定に基づく徴収金で強制徴収できない「非強制徴収公債権」と、それ以外の「私債権」について規定

※地方自治法（抜粋）

第231条の3

分担金、使用料、加入金、手数料、過料その他の普通地方公共団体の歳入を納期限までに納付しない者があるときは、普通地方公共団体の長は、期限を指定してこれを督促しなければならない

らない。

(以下略)

(3) 第3条（他の法令等との関係）

債権管理について、法令や条例等に特別な定めがある場合を除き、この条例により統一的な事務処理を行うことを規定

(4) 第4条（市長等の責務）

市長及び病院事業管理者は、法令や条例等により市の債権を適正に管理する責務があることを規定

(5) 第5条（生活困窮者支援との連携）

債務者が生活困窮状態に陥っている場合は、生活困窮者支援の関係部署との連携に努めることを規定

(6) 第6条（台帳の整備）

適正な債権管理を行うには、債権に関する正確な記録が必要であり、そのための台帳の整備を義務付けることを規定

(7) 第7条（債務者に関する情報の共有）

債権管理に関する事務を効果的に行うため必要最小限で、他の所管課が保有する債務者に関する情報（連絡先や滞納状況等）を利用することができる旨を規定

※ これにより、滞納者の状況等を把握し、納入の折衝や重複滞納者に対する徴収対策に活用する。

ただし、地方税法が秘密にしている税務調査によって得られた情報（収入額又は所得額、税額等）については、私債権等に利用することが認められないことから、本人からの同意を得て利用する。

(8) 第8条（督促及び督促手数料等）

履行期限までに納入しない者があるときは、期限を指定して督促すること及び督促手数料等の徴収について規定

(9) 第9条（延滞金等）

延滞金等の徴収について規定。ただし、災害等やむを得ない事由により履行期限までに納入ができなかった場合は、減額又は

免除することができることを規定。

(10) 第10条（滞納処分等）

第11条（強制執行等）

督促後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、資力があるにも関わらず納入しない債務者に対して、差押等の滞納処分や強制執行等の法的措置を行うことを規定

(11) 第12条（履行期限の繰上げ）

第13条（債権の申出等）

履行期限を繰り上げる理由が生じたときは、債務者に対し、履行期限を繰り上げる旨の通知を行うことを規定。また、債務者が強制執行又は破産手続開始の決定を受けたことを知った場合には、市が配当の要求等を行うことを規定。

(12) 第14条（徴収停止）

第15条（履行延期の特約等）

私債権等で履行期限後相当の期間を経過してもなお履行されないものについて、債務者の実態等により、それ以後、保全や徴収をしないことができる旨を規定。また、債務者が無資力等により履行期限までに納入できない場合には、履行期限を延長する特約等の措置ができる旨を規定。

(13) 第16条（債務の免除）

債務者が無資力等により履行延期等をした私債権等について、当初の履行期限から10年を経過した後において、なお、債務者が無資力等にあり、かつ弁済の見込みがないと認められるときは、当該債権及びこれに係る損害賠償金等を免除することができる旨を規定

(14) 第17条（債権の放棄）

私債権等について、次の要件に該当する場合は、放棄することができることとし、この場合は、議会に報告する旨を規定

- ・破産法等の規定により、債務者がその責任を免れたとき
- ・強制執行等の手続が終了したときにおいて、無資力等にあり、

資力の回復が困難で、弁済の見込みがないとき

- ・ 徴収停止の措置をとった日から相当の期間を経過しても、弁済の見込みがないとき
- ・ 債務者が死亡し、限定承認があった場合で、弁済の見込みがないとき
- ・ 債務者が著しい生活困窮状態となり、弁済の見込みがないとき
- ・ 債務者が失踪、行方不明で、徴収の見込みがないとき
- ・ 消滅時効に係る時効期間が満了したとき（債務者が時効を援用しない特別の理由があるときを除く。）

(15) 第18条（委任）

この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることを規定

4 制定に伴い廃止及び改正する条例

(1) 大田市市税外収入金の督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例

大田市市税外収入金の督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例を廃止する。

(2) 大田市公共下水道条例、大田市公共下水道使用料条例及び大田市生活排水処理施設の設置等に関する条例

本則中の引用条例を「大田市債権管理条例」に改める。

(3) 大田市公共下水道事業受益者負担金徴収条例

負担金の督促に係る徴収に関して、大田市債権管理条例の規定を準用する旨を規定

5 施行期日等

(1) 公布の日から施行する。

(2) 施行日前に行った督促、強制執行等の措置又は処分は、この条例の相当規定に基づいて行われたものとみなす。

議案第 4 9 8 号

どがなかな大田ふるさと寄附条例の一部を改正する条例制定について

どがなかな大田ふるさと寄附条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定するものとする。

令和 4 年 2 月 2 8 日 提出

大田市長 楫 野 弘 和

大田市条例第 号

どがなかな大田ふるさと寄附条例の一部を改正する条例

どがなかな大田ふるさと寄附条例（平成20年大田市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第1条中「個人又は団体」を「個人又は法人その他の団体」に改める。

第7条を第8条とし、第6条を第7条とし、第5条を第6条とする。

第4条第1項中「寄附者」の前に「ふるさと納税寄附金の」を加え、「第2条」を「第3条第1項」に改め、同条第2項中「寄附者」の前に「ふるさと納税寄附金の」を加え、「第2条」を「第3条第1項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 企業版ふるさと納税寄附金の寄附者は、第3条第2項に規定する事業のうちから自らの寄附金を財源として実施する事業をあらかじめ指定しなければならない。

第4条を第5条とし、第3条を第4条とする。

第2条中「この条例に基づき寄附された寄附金（以下「寄附金」という。）」を「ふるさと納税寄附金」に改め、同条に次の1項を加える。

2 企業版ふるさと納税寄附金を財源として実施する事業は、大田市まち・ひと・しごと創生推進事業（法第5条第1項に規定する地域再生計画として市で作成した大田市まち・ひと・しごと創生推進計画に記載した事業であって、同条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に該当するものをいう。）とする。

第2条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

（寄附金の種類）

第2条 この条例において「寄附金」とは、次に掲げるものをいう。

(1) 地方税法（昭和25年法律第226号）第37条の2第1項及び第314条の7第1項に規定する寄附金税額控除の対象となる寄附金（以下「ふるさと納税寄附金」という。）

(2) 地域再生法（平成17年法律第24号。以下「法」という。）

第13条の2の規定により課税の特例の適用があるものとされた

寄附として受けた寄附金（以下「企業版ふるさと納税寄附金」という。）

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

（大田市まちづくり推進基金条例の一部改正）

第2条 大田市まちづくり推進基金条例（平成18年大田市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第2条」を「第3条」に改める。

どがなかな大田ふるさと寄附条例の一部改正に関する説明資料

1 改正の理由

ふるさと納税の寄附に加えて、企業版ふるさと納税の寄附へも対応できるよう、所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

(1) ふるさと納税と企業版ふるさと納税とを分けて定義する。
(第2条)

(2) 企業版ふるさと納税寄附金を財源として実施する事業は、大田市まち・ひと・しごと創生推進計画に記載した事業で、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に該当するものとする。
(第3条)

(3) 企業版ふるさと納税寄附金の寄附者は、寄附対象事業をあらかじめ指定することとする。
(第5条)

3 施行期日等

(1) 公布の日から施行する。
(2) 条項の移動に伴い、大田市まちづくり推進基金条例の一部を改正する。

議案第 4 9 9 号

大田市まちづくりセンターの設置及び管理に関する条例の一部
を改正する条例制定について

大田市まちづくりセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改
正する条例を、別紙のとおり制定するものとする。

令和 4 年 2 月 2 8 日 提出

大田市長 楫 野 弘 和

大田市条例第 号

大田市まちづくりセンターの設置及び管理に関する条例の一部
を改正する条例

大田市まちづくりセンターの設置及び管理に関する条例（平成20
年大田市条例第32号）の一部を次のように改正する。

別表第1志学まちづくりセンターの項中「大田市三瓶町志学ロ86
9番地1」を「大田市三瓶町志学2065番地2」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大田市まちづくりセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正に関する説明資料

1 改正の理由

「志学まちづくりセンター」の移転に伴い、所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

志学まちづくりセンターの位置を「大田市三瓶町志学口869番地1」から「大田市三瓶町志学2065番地2」に改める。

(別表第1)

3 施行期日

公布の日から施行する。

議案第500号

大田市個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について

大田市個人情報保護条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定するものとする。

令和4年2月28日提出

大田市長 楫野弘和

大田市条例第 号

大田市個人情報保護条例の一部を改正する条例

大田市個人情報保護条例（平成17年大田市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）第2条第3項」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第2条第2項」に改め、同条第3号中「行政機関個人情報保護法第2条第4項」を「個人情報保護法第2条第3項」に改める。

第34条第1項中「第52条第1項」を「第52条」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

大田市個人情報保護条例の一部改正に関する説明資料

1 改正の理由

デジタル社会を形成するための関係法律の整備に関する法律（デジタル社会形成整備法）の施行に伴い、所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

- (1) 行政機関個人情報保護法の廃止に伴い、これまで同法の規定を引用していた「個人識別符号」及び「要配慮個人情報」の定義規定について、個人情報保護法の規定を引用することとする。

（第 2 条）

- (2) 統計法の一部改正に伴い、引用していた「第 5 2 条第 1 項」を「第 5 2 条」に改める。

（第 3 4 条）

3 施行期日

令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 5 0 1 号

大田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

大田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定するものとする。

令和 4 年 2 月 2 8 日 提出

大田市長 楫 野 弘 和

大田市条例第 号

大田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

大田市職員の給与に関する条例（平成17年大田市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「扶養手当」の次に「、地域手当」を加える。

第8条の2を次のように改める。

（地域手当）

第8条の2 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して規則で定める地域に在勤する職員に支給する。

2 地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる地域手当の級地の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 1級地 100分の20

(2) 2級地 100分の16

(3) 3級地 100分の15

(4) 4級地 100分の12

(5) 5級地 100分の10

(6) 6級地 100分の6

(7) 7級地 100分の3

3 前項の地域手当の級地は、規則で定める。

第19条第4項中「月額」の次に「並びにこれらに対する地域手当の月額」を加え、同条第5項中「月額」の次に「及びこれに対する地域手当の月額の合計額」を加える。

第20条第2項第1号及び第3項中「月額」の次に「及びこれに対する地域手当の月額の合計額」を加える。

第21条中「月額及び」の次に「これに対する地域手当の月額並びに」を加える。

第22条第2項から第4項までの規定中「扶養手当」の次に「、地域手当」を加える。

附則に次の見出し及び2項を加える。

(感染症防疫作業手当の特例)

1 3 職員が、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）の患者又はその疑いのある者を受け入れている病院、宿泊施設等の内部その他新型コロナウイルス感染症に感染する危険性が高い場所として市長が規則で定めるものにおいて、新型コロナウイルス感染症から市民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であって市長が規則で定めるものに従事したときは、感染症防疫作業手当を支給する。この場合において、第10条第1項第1号の規定は、適用しない。

1 4 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき、4,000円を超えない範囲内において規則で定める額とする。

別表第3中「月額 2,000円」を「日額 200円」に改める。

附 則

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、この条例による改正後の大田市職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）附則第13項及び第14項の規定は、公布の日から施行し、令和4年1月1日から適用する。

2 この条例による改正前の給与条例第10条の規定に基づき、令和4年1月1日からこの条例の公布の日の前日までに支給された感染症防疫作業手当のうち、この条例による改正後の給与条例附則第13項の作業に係るものは、同項の規定による感染症防疫作業手当の内払とみなす。

大田市職員の給与に関する条例の一部改正に関する説明資料

1 改正の理由

国の一般職の給与に関する法律等に準じ、地域手当及び感染症防疫作業手当を支給するため、所要の改正を行うもの。

また、月額により支給している生活保護業務手当の支給を日額により支給するため、所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

(1) 地域手当の支給について規定

ア 当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して規則で定める地域に在勤する職員に支給。

イ 地域手当の月額は、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、地域手当の級地の区分（1級地100分の20から7級地100分の3）に応じた割合を乗じて得た額。

（第2条、第8条の2、第19条から第22条まで）

(2) 新型コロナウイルス感染症に対処した場合における感染症防疫作業手当の支給について規定

ア 患者又はその疑いのある者を受け入れている病院、宿泊施設等の内部その他新型コロナウイルス感染症に感染する危険性が高い場所で、市民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業に従事した場合に支給。

イ 手当の額は作業に従事した日1日につき、4,000円を超えない範囲内の額。

（附則第13項、第14項）

(3) 生活保護業務手当の支給単位を改正

生活保護法による保護について現業事務に従事したときに支給する生活保護業務手当について、月額2,000円から日額200円に改正。

(別表第3)

3 施行期日等

- (1) 令和4年4月1日から施行する。ただし、2(2)については、公布の日から施行し、令和4年1月1日から適用する。
- (2) 2(2)について、適用日から公布日の前日までに支給された感染症防疫作業手当のうち、改正後の大田市職員の給与に関する条例附則第13項の作業に係るものは、同項の規定による感染症防疫作業手当の内払とみなす。

《参考》

地域手当の級地区分（国家公務員の例）

(1)	1級地	100分の20	東京都特別区		
(2)	2級地	100分の16	神奈川県横浜市	大阪府大阪市	等
(3)	3級地	100分の15	千葉県千葉市	愛知県名古屋市	等
(4)	4級地	100分の12	兵庫県神戸市	東京都立川市	等
(5)	5級地	100分の10	京都府京都市	広島県広島市	等
(6)	6級地	100分の6	静岡県静岡市	香川県高松市	等
(7)	7級地	100分の3	岡山県岡山市	福岡県北九州市	等

議案第 5 0 2 号

大田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について

大田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定するものとする。

令和 4 年 2 月 2 8 日 提出

大田市長 楫 野 弘 和

大田市条例第 号

大田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

大田市職員の育児休業等に関する条例（平成17年大田市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号ア(ア)を削り、同号ア(イ)中「特定職に引き続き」を「引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に」に改め、同号ア(イ)を同号ア(ア)とし、同号ア(ウ)を同号ア(イ)とする。

第17条第2号中「次のいずれにも該当する」を「勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める」に改め、同号ア及びイを削る。

第21条を第23条とし、第20条の次に次の2条を加える。

（妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等）

第21条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第22条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施
- (2) 育児休業に関する相談体制の整備
- (3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

大田市職員の育児休業等に関する条例の一部改正に関する説明資料

1 改正の理由

妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援に向け、非常勤職員の育児休業及び部分休業の取得要件の緩和を図るため、所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

(1) 育児休業、部分休業の取得要件の緩和

育児休業、部分休業の取得要件のうち「引き続き在職した期間が1年以上」との要件を廃止する。

(第2条、第17条)

(2) 育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置を規定

育児休業を取得しやすい勤務環境整備のため以下の措置を講じることが規定する。

ア 妊娠・出産等を申し出た職員に対する個別の周知、意向確認

イ 研修実施や相談体制の整備など勤務環境の整備

ウ 育児休業等の取得状況の公表

(第21条、第22条)

3 施行期日

令和4年4月1日から施行する。

議案第 5 0 3 号

大田市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例制定について

大田市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定するものとする。

令和 4 年 2 月 2 8 日 提出

大田市長 楫 野 弘 和

大田市条例第 号

大田市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例

大田市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償支給条例（平成17年大田市条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「

執行機関の附属機関の委員又は構成員	〃 6,200円
臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる特別職の職員	予算の範囲内において任命権者が市長と協議して定めた額

」を「

執行機関の附属機関の委員等	予算の範囲内において市長が定める額
臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる特別職の職員	〃

」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

大田市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償支給条例の一部改正に関する説明資料

1 改正の理由

法律又は条例に基づき設置した附属機関の委員等へ支払う報酬について、会議等への出席による実働時間に応じた報酬額とするため、所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

附属機関の委員等の報酬の額について、「日額6,200円」を「予算の範囲内において市長が定める額」に改める。

(別表第1)

《参考》 予算の範囲内において市長が定める額の内容について

- ・ 予算の範囲内において市長が定める額の内容については、単価等の取扱いについての規程を別に設ける。

【規程の主な内容】

- ・ 附属機関の委員等の報酬について、会議等の開催時間により下記の単価を支給する。
- ・ 会議等の開催時間については、移動時間及び控え室等での待機時間を除く会議への出席による実働時間とする。

区分	会議等の開催時間	
	2時間を超える	2時間以下
附属機関の長	8,000円	4,000円
附属機関の委員	7,000円	3,500円

3 施行期日

令和4年4月1日から施行する。

議案第504号

大田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び大田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

大田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び大田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定するものとする。

令和4年2月28日提出

大田市長 楫野弘和

大田市条例第 号

大田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び大田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(大田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 大田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年大田市条例第31号）の一部を次のように改正する。

目次中

「 第3款 特例地域型保育給付費に関する基準（第51条・第52条） 」

を

「 第3款 特例地域型保育給付費に関する基準（第51条・第52条） 」

第2章 雑則（第53条） 」

に改める。

第5条第2項から第6項までを削る。

第38条第2項を削る。

第1章の次に次の1章を加える。

第2章 雑則

（電磁的記録等）

第53条 特定教育・保育施設等は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この

条において同じ。)により行うことができる。

2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者の閲覧に供し、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を

と、第4項中「第2項の」とあるのは「第6項において準用する第2項の」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、前項中「前項」とあるのは「第6項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

(大田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 大田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年大田市条例第30号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第5章 事業所内保育事業（第42条—第48条）」を

「第5章 事業所内保育事業（第42条—第48条）」

第6章 雑則（第49条） 」に改める。

第5章の次に次の1章を加える。

第6章 雑則

（電磁的記録）

第49条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成、その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び大田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正に関する説明資料

1 改正の理由

「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」及び「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

(1) 大田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正

ア 保育所等が書面等で記録、作成、保存等を行うことが規定されているものについて、当該書面等に代えて、電磁的記録により行うことができる旨を規定する。

イ 保育所等を利用する保護者への説明等について、保護者の同意が得られた場合には、当該書面等に代えて電磁的方法により行うことができる旨を規定する。

(第1条関係)

(2) 大田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正

保育事業所等が書面で記録、作成等を行うことが規定又は想定されているものについて、当該書面に代えて、電磁的記録により行うことができる旨を規定する。

(第2条関係)

3 施行期日

公布の日から施行する。

議案第 5 0 5 号

大田市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

大田市国民健康保険条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり
制定するものとする。

令和 4 年 2 月 2 8 日 提出

大田市長 楫 野 弘 和

大田市条例第 号

大田市国民健康保険条例の一部を改正する条例

大田市国民健康保険条例（平成17年大田市条例第118号）の一部を次のように改正する。

第9条の3中「第15条の2」の次に「及び第15条の4」を加え、同条第1号ウ中「第81条の2第4項」を「第81条の2第5項」に改め、同号エ中「第81条の2第9項第2号」を「第81条の2第10項第2号」に改め、同条第2号エ中「法第72条の3第1項」の次に「及び第72条の3の2第1項」を加える。

第12条の6中「63万円」を「65万円」に改める。

第12条の6の2中「第15条の2」の次に「及び第15条の4」を加え、同条第2号イ中「第72条の3第1項」の次に「及び第72条の3の2第1項」を加える。

第12条の6の12中「19万円」を「20万円」に改める。

第15条の2の見出しを「（低所得者の保険料の減額）」に改め、同条第1項中「63万円」を「65万円」に改め、同条第3項中「63万円」を「65万円」に、「19万円」を「20万円」に改め、同条第4項中「63万円」を「65万円」に改める。

第15条の3の次に次の1条を加える。

（未就学児の被保険者均等割額の減額）

第15条の4 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第12条又は第12条の5の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額（第12条第2項の規定により端数の切り上げを行った後の額とする。）を控除して得た額とする（第4項に掲げる場合を除く。）。

2 第12条第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、第12条第3項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

- 3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第12条又は第12条の5」とあるのは「第12条の6の6又は第12条の6の10」と、「第12条第2項」とあるのは「第12条の6の6第2項」と、第2項中「第12条第3項」とあるのは「第12条の6の6第3項」と読み替えるものとする。
- 4 当該年度において、第15条の2に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。
- (1) 第12条又は第12条の5の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に第15条の2第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額（第12条第2項の規定により端数の切り上げを行った後の額とする。）を控除して得た額
- (2) 第1号に掲げる額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額（第12条第2項の規定により端数の切り上げを行った後の額とする。）
- 5 第12条第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、第12条第3項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。
- 6 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第4項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第12条又は第12条の5」とあるのは「第12条の6の6又は第12条の6の10」と、「第12条第2項」とあるのは「第12条の6の6第2項」と、第5項中「第12条第3項」とあるのは「第12条の6の6第3項」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の大田市国民健康保険条例の規定は、令和4年度以後の年度分の保険料について適用し、令和3年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

大田市国民健康保険条例の一部改正に関する説明資料

1 改正の理由

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

- (1) 保険料の基礎分及び後期高齢者支援金分に係る賦課限度額を引き上げる。

区分	保険料の賦課限度額	
	現行	改正後
基礎分	63万円	65万円
後期高齢者支援金分	19万円	20万円
介護納付金分	17万円	

(第12条の6、第12条の6の12)

- (2) 未就学児の被保険者均等割保険料の5割を軽減する。

(第15条の4)

3 施行期日等

- (1) 令和4年4月1日から施行する。
- (2) 改正後の大田市国民健康保険条例の規定は、令和4年度以後の年度分の保険料について適用し、令和3年度分までの保険料については、なお従前の例による。

議案第 5 0 6 号

大田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定
について

大田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を、別紙
のとおり制定するものとする。

令和 4 年 2 月 2 8 日 提出

大田市長 楫 野 弘 和

大田市条例第 号

大田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

大田市消防団員等公務災害補償条例（平成17年大田市条例第226号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に担保に供されている傷病補償年金又は年金である傷害補償若しくは遺族補償を受ける権利は、この条例の施行の日以後も、なお従前の例により担保に供することができる。

大田市消防団員等公務災害補償条例の一部改正に関する説明資料

1 改正の理由

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

傷病補償年金等を受ける権利を一部金融公庫に対して担保に供することができる規定を削る。

(第3条)

3 施行期日等

- (1) 令和4年4月1日から施行する。
- (2) 現に担保に供されている傷病補償年金等を受ける権利は、なお従前の例により担保に供することができる。

議案第 5 0 7 号

大田市立学校設置に関する条例の一部を改正する条例制定について

大田市立学校設置に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定するものとする。

令和 4 年 2 月 2 8 日 提出

大田市長 楫 野 弘 和

大田市条例第 号

大田市立学校設置に関する条例の一部を改正する条例

大田市立学校設置に関する条例（平成17年大田市条例第83号）
の一部を次のように改正する。

別表大田市立富山幼稚園の項及び大田市立井田幼稚園の項を削る。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

大田市立学校設置に関する条例の一部改正に関する説明資料

1 改正の理由

現在休園中の富山幼稚園及び井田幼稚園について、今後も入園者が見込めないことから閉園するため、所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

大田市立幼稚園の表から、大田市立富山幼稚園及び大田市立井田幼稚園の項を削る。

(別表)

3 施行期日

令和4年4月1日から施行する。

議案第 5 0 8 号

大田市生活改善センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例制定について

大田市生活改善センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例を、別紙のとおり制定するものとする。

令和 4 年 2 月 2 8 日 提出

大田市長 楫 野 弘 和

大田市条例第 号

大田市生活改善センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例

大田市生活改善センターの設置及び管理に関する条例（平成17年大田市条例第150号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

大田市生活改善センターの設置及び管理に関する条例の廃止に関する説明資料

1 廃止の理由

管理すべき生活改善センターがなくなることから、条例を廃止するもの。

施設名	場所	廃止理由
志学生活改善センター	三瓶町志学	当該施設は生活改善センターとしての機能を失っており、他の生活改善センターを廃止するのに併せて廃止するもの
水上生活改善センター	水上町三久須	当該施設は生活改善センターとしての機能を失っており、他の生活改善センターを廃止するのに併せて廃止するもの
西田生活改善センター	温泉津町西田	当該施設は老朽のため生活改善センターとしての機能を失っており、他の生活改善センターを廃止するのに併せて廃止するもの
井田生活改善センター	温泉津町井田	指定管理の期間が満了
福浦生活改善センター	温泉津町吉浦	指定管理の期間が満了

2 施行期日

令和4年4月1日から施行する。

議案第509号

可燃性一般廃棄物処理事務の委託の廃止について

大田市と出雲市との可燃性一般廃棄物処理事務の委託を令和4年3月31日をもって廃止することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第2項の規定に基づき協議するため、同条第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和4年2月28日提出

大田市長 楫野弘和

廃止する規約

大田市と出雲市との可燃性一般廃棄物処理事務委託に関する規約

(参考資料)

地方自治法（抜粋）

（協議会の設置）

第252条の2の2 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の事務の一部を共同して管理し及び執行し、若しくは普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図り、又は広域にわたる総合的な計画を共同して作成するため、協議により規約を定め、普通地方公共団体の協議会を設けることができる。

- 2 普通地方公共団体は、協議会を設けたときは、その旨及び規約を告示するとともに、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事に届け出なければならない。
- 3 第1項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。（以下略）

（事務の委託）

第252条の14 普通地方公共団体は、協議により規約を定め、普通地方公共団体の事務の一部を、他の普通地方公共団体に委託して、当該他の普通地方公共団体の長又は同種の委員会若しくは委員をして管理し及び執行させることができる。

- 2 前項の規定により委託した事務を変更し、又はその事務の委託を廃止しようとするときは、関係普通地方公共団体は、同項の例により、協議してこれを行わなければならない。
- 3 第252条の2の2第2項及び第3項本文の規定は前2項の規定により普通地方公共団体の事務を委託し、又は委託した事務を変更し、若しくはその事務の委託を廃止する場合に、同条第4項の規定は第1項の場合にこれを準用する。

可燃性一般廃棄物処理事務の委託の廃止に関する説明資料

1 提案理由

現在出雲市に委託している可燃性一般廃棄物処理に関する事務について、出雲市と規約により協議を行うにあたり、地方自治法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決を求めるもの。

2 協議の内容

- (1) 令和4年3月31日をもって事務委託を廃止する。
- (2) 「大田市と出雲市との可燃性一般廃棄物処理事務委託に関する規約」を廃止する。

議案第510号

土地改良事業計画について

土地改良事業の計画の概要を次のとおり定めたいので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和4年2月28日提出

大田市長 楫野弘和

- 1 計画年度 令和4年度から令和6年度まで
- 2 事業名 団体営農地耕作条件改善事業（小山地区）
- 3 計画場所 大田市久利町小山地内
- 4 工事の概要 区画整理 6.9ha
- 5 総事業費 130,000,000円

(参考資料)

土地改良法（抜粋）

（土地改良事業の開始）

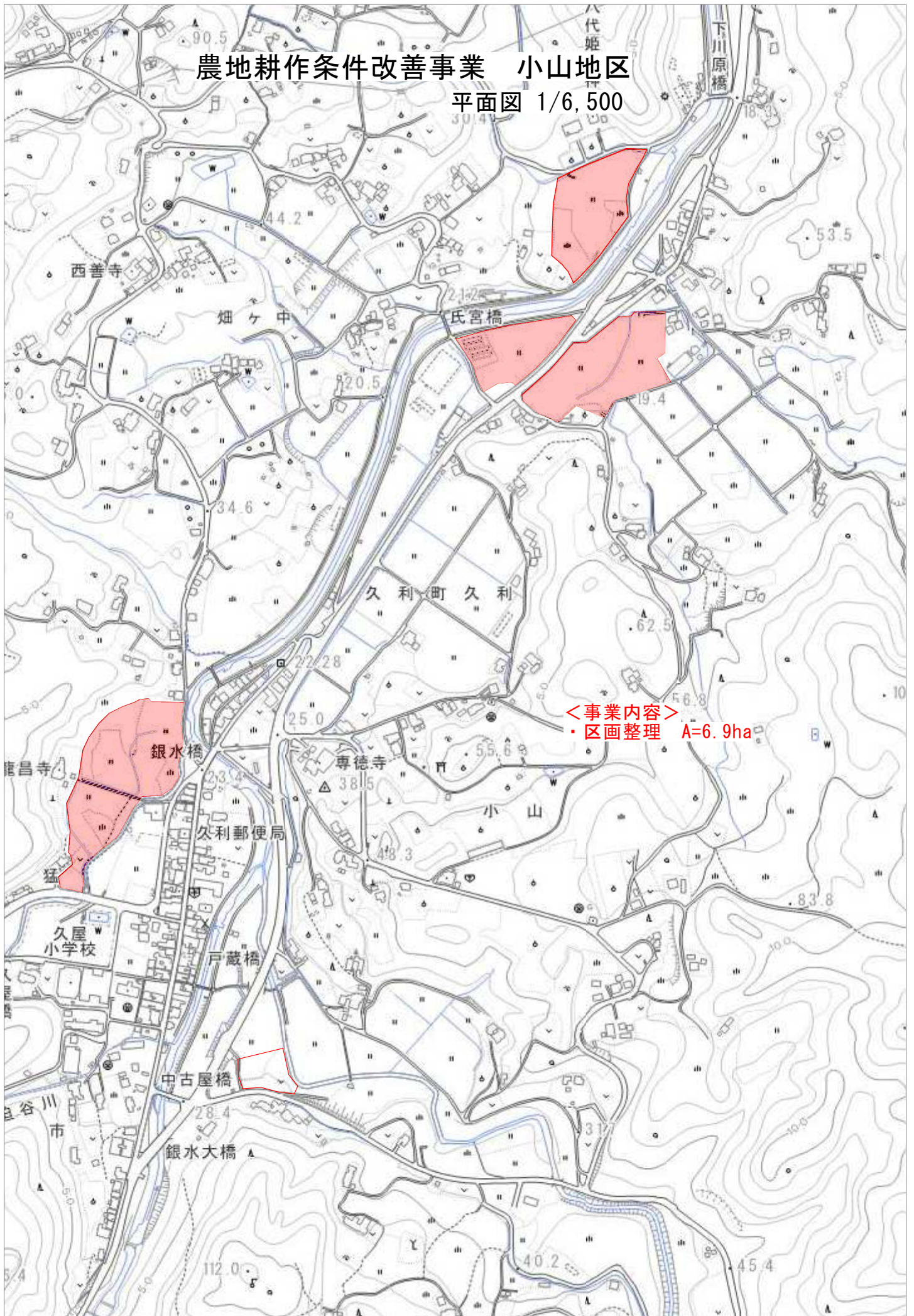
第96条の2 市町村は、土地改良事業計画を定めて土地改良事業を行うことができる。

2 前項の規定により土地改良事業計画を定めるには、市町村は、あらかじめ、当該市町村の議会の議決を経て、土地改良事業の計画の概要（2以上の土地改良事業を併せて施行する場合には、その各土地改良事業に係る計画の概要及び農林水産省令で定めるときにあつては全体構成）を定め、その計画の概要（全体構成を定める場合にあつては、その全体構成を含む。）その他必要な事項を公告して、その事業の施行に係る地域内にある土地につき第3条に規定する資格を有する者の3分の2（2以上の土地改良事業を併せて施行する場合には、その各土地改良事業につき、その施行に係る地域内にある土地につき同条に規定する資格を有する者の3分の2）以上の同意を得、かつ、当該土地改良事業の施行に係る地域の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区があるときは、その土地改良区の同意をも得なければならない。

3～7 略

農地耕作条件改善事業 小山地区

平面図 1/6,500



<事業内容>

・区画整理 A=6.9ha

議案第 5 1 1 号

土地改良事業計画について

土地改良事業の計画の概要を次のとおり定めたいので、土地改良法（昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号）第 9 6 条の 2 第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 4 年 2 月 2 8 日提出

大田市長 楫 野 弘 和

- 1 計画年度 令和 4 年度から令和 6 年度まで
- 2 事業名 団体営農地耕作条件改善事業（横道地区）
- 3 計画場所 大田市温泉津町福田地内
- 4 工事の概要 区画整理 6. 6 h a
- 5 総事業費 1 3 2, 0 0 0, 0 0 0 円

(参考資料)

土地改良法（抜粋）

（土地改良事業の開始）

第96条の2 市町村は、土地改良事業計画を定めて土地改良事業を行うことができる。

2 前項の規定により土地改良事業計画を定めるには、市町村は、あらかじめ、当該市町村の議会の議決を経て、土地改良事業の計画の概要（2以上の土地改良事業を併せて施行する場合には、その各土地改良事業に係る計画の概要及び農林水産省令で定めるときにあつては全体構成）を定め、その計画の概要（全体構成を定める場合にあつては、その全体構成を含む。）その他必要な事項を公告して、その事業の施行に係る地域内にある土地につき第3条に規定する資格を有する者の3分の2（2以上の土地改良事業を併せて施行する場合には、その各土地改良事業につき、その施行に係る地域内にある土地につき同条に規定する資格を有する者の3分の2）以上の同意を得、かつ、当該土地改良事業の施行に係る地域の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区があるときは、その土地改良区の同意をも得なければならない。

3～7 略

農地耕作条件改善事業 横道地区

平面図 1/4,500

<事業内容>
・区画整理 A=6.6ha

議案第 5 1 2 号

市道路線の認定及び変更について

別紙のとおり、市道路線を認定及び変更することについて、道路法
(昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号) 第 8 条第 2 項及び第 1 0 条第 3 項の規
定により、議会の議決を求める。

令和 4 年 2 月 2 8 日提出

大田市長 楫 野 弘 和

(参考資料)

道路法（抜粋）

(市町村道の意義及びその路線の認定)

第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合には、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

3～5 略

(路線の廃止又は変更)

第10条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなつたと認める場合には、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。

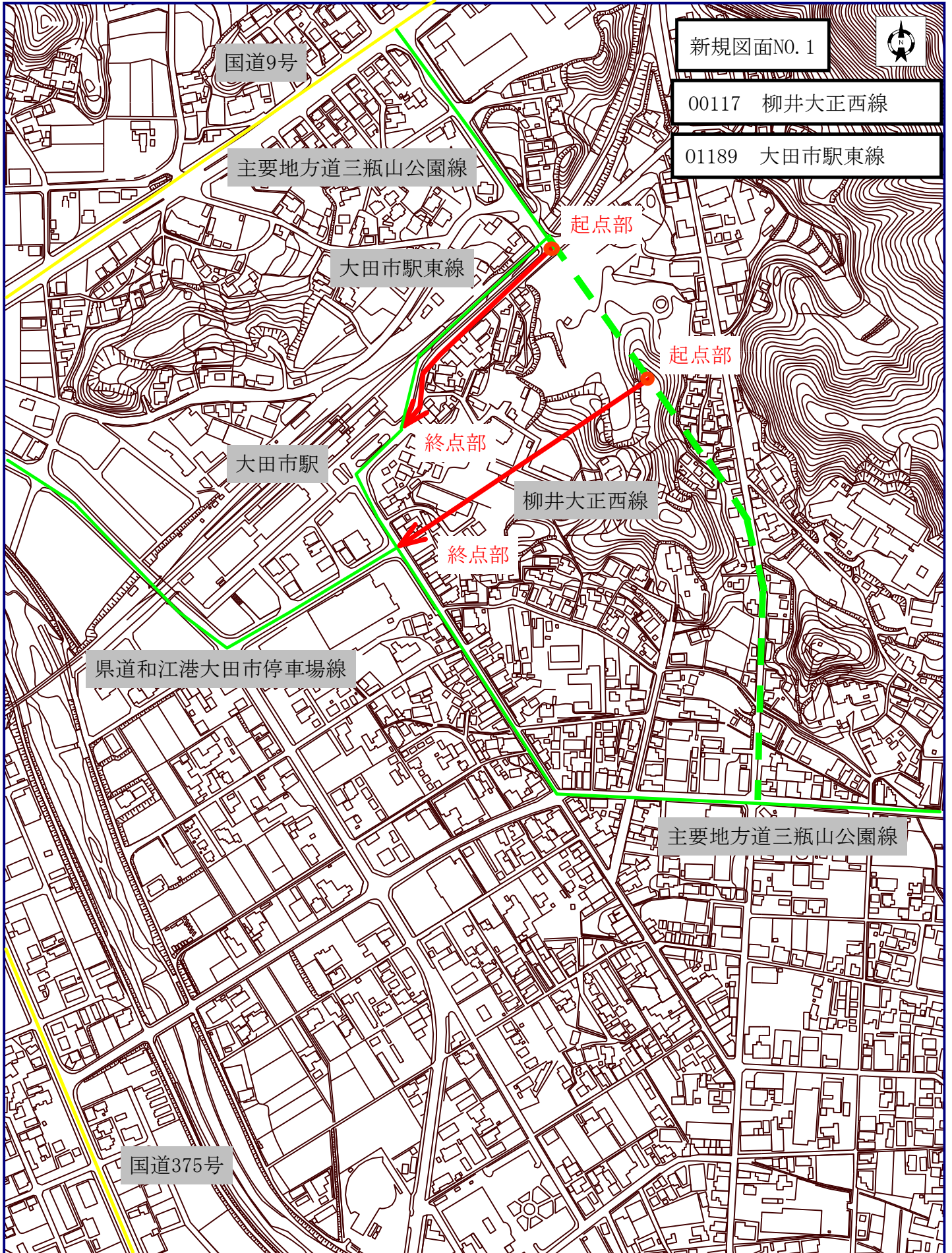
2 都道府県知事又は市町村長は、路線の全部又は一部を廃止し、これに代わるべき路線を認定しようとする場合には、これらの手続に代えて、路線を変更することができる。

3 第7条第2項から第8項まで及び前条の規定は前2項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第8条第2項から第5項まで及び前条の規定は前2項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。

路線認定理由

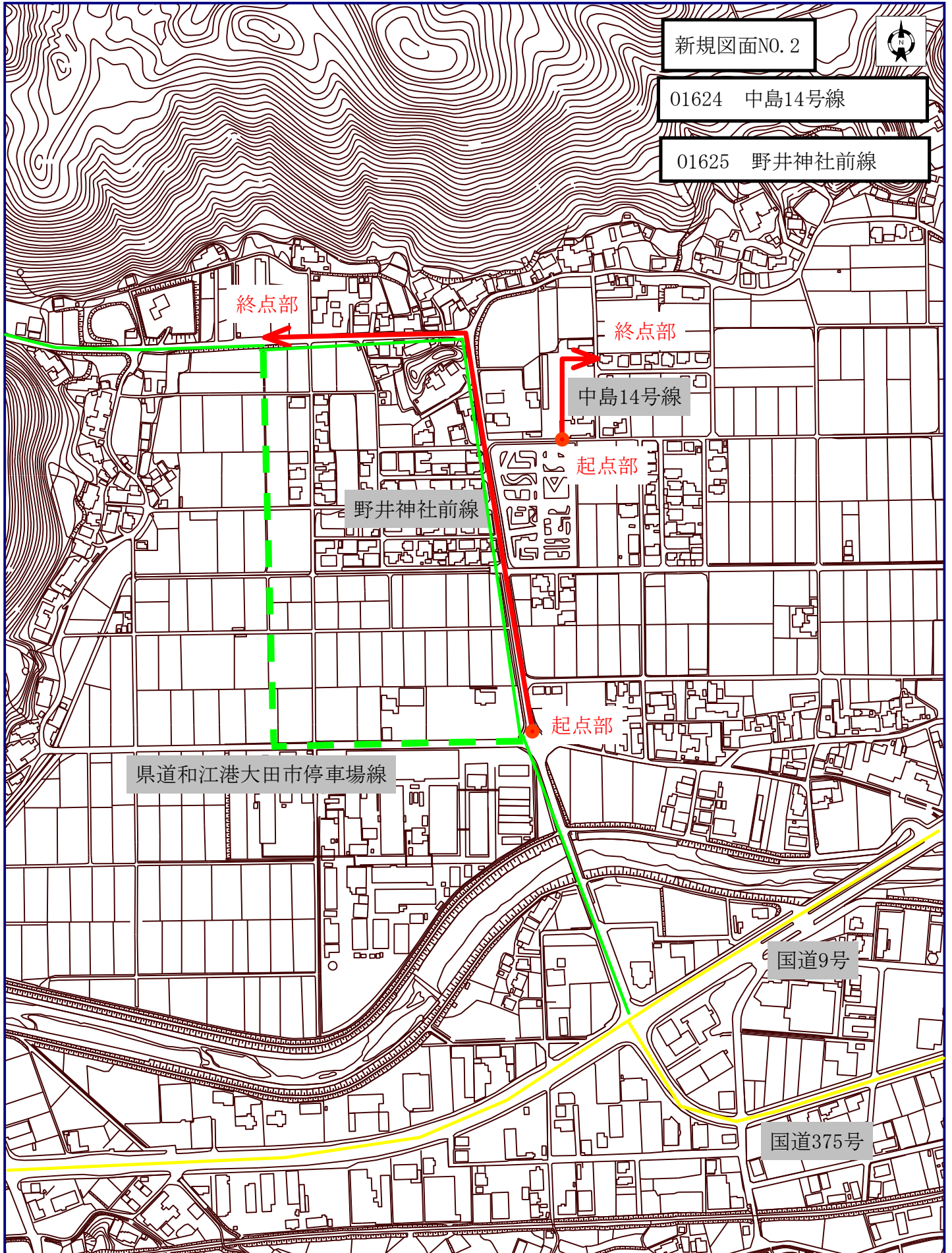
路線 番号	路線名	理 由	図面 番号
O0117	柳井大正西線	大田市駅前周辺東側土地区画整理事業に伴う新規認定	1
O1189	大田市駅東線	大田市駅前周辺東側土地区画整理事業及び主要地方道三瓶山公園線付替えに伴う市道移管	1
O1624	中島14号線	寄附採納に伴う新規認定	2
O1625	野井神社前線	県道和江港大田市停車場線付替えに伴う市道移管	2
O5577	八日市10号線	県道久利静間線付替えに伴う市道移管	3
	合計(5路線)		

位置図



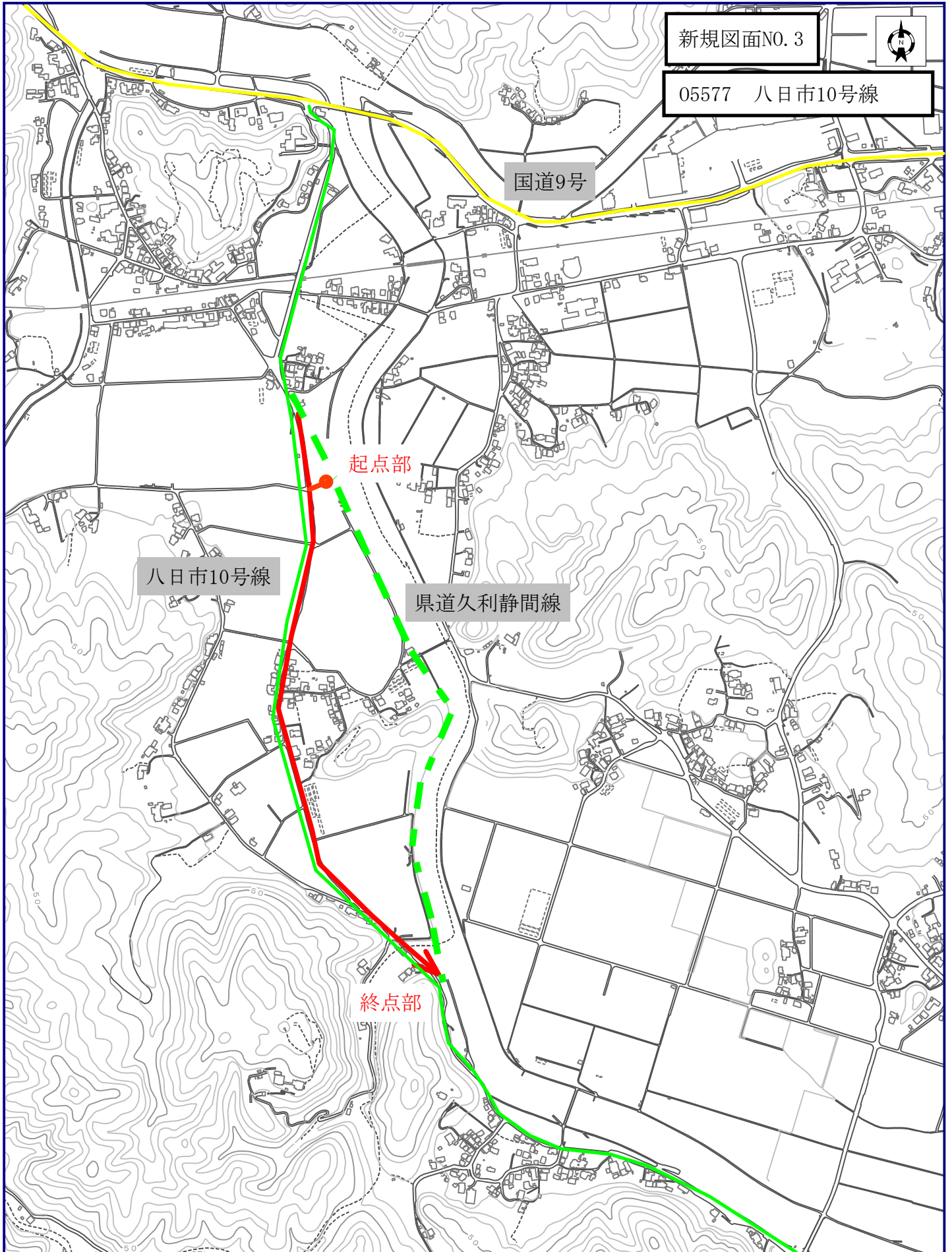
1/5000

位置図



1/5000

位置図



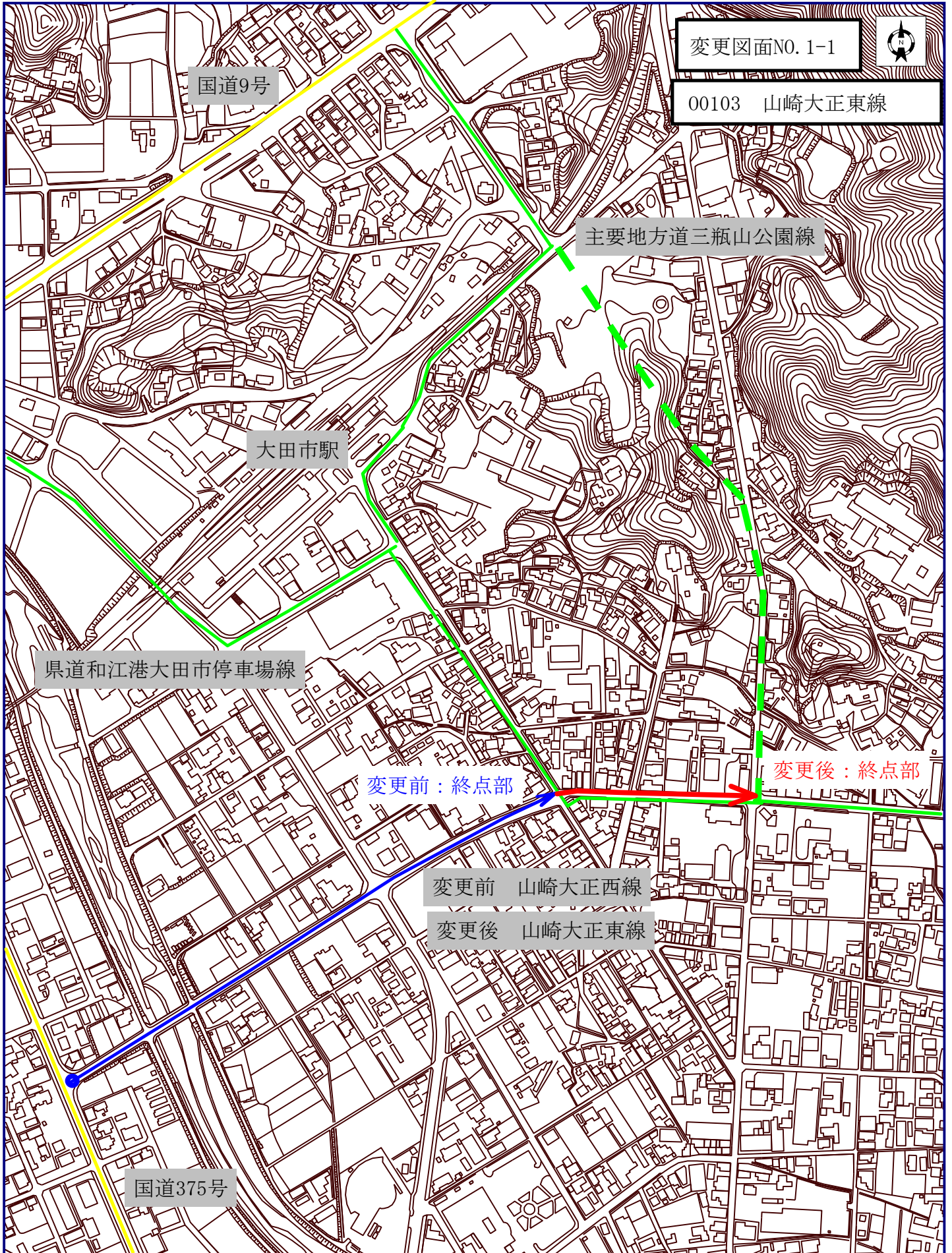
路線変更調書

路線 番号	路線名	起 終 点		から まで	延長(m)	幅 員	最大(m) 最小(m)		図面 番号
		変更前	変更後				起点	終点	
O0103	変更前 山崎大正西線	変更前	起点 終点	大田市大田町大田口1177番18地先 大田市大田町大田イ222番7地先	562.97		28.50 12.10	1—1	
	変更後 山崎大正東線	変更後	起点 終点	大田市大田町大田口1177番18地先 大田市大田町大田イ309番7地先	756.97		28.50 7.40		
O0104	変更前 大田停車場線	変更前	起点 終点	大田市大田町大田イ301番4地先 大田市大田町大田イ382番6地先	321.56		12.50 8.60	1—2	
	変更後 大田市駅通り線	変更後	起点 終点	大田市大田町大田イ732番12地先 大田市大田町大田イ382番6地先	633.03		22.30 8.60		
O0206	富山堀越線	変更前	起点 終点	大田市富山町山中2744番地先 大田市富山町山中2251番1地先	3,404.12		8.60 2.00	2	
		変更後	起点 終点	大田市富山町山中86番1地先 大田市富山町山中2251番1地先	3,527.12		18.00 2.00		
O1142	駅通大沢1号線	変更前	起点 終点	大田市大田町大田イ736番6地先 大田市大田町大田イ736番17地先	42.13		5.30 3.10	1—2	
		変更後	起点 終点	大田市大田町大田イ736番6地先 大田市大田町大田イ736番5地先	62.99		6.00 3.10		
O7527	川合小学校線	変更前	起点 終点	大田市川合町川合1602番2地先 大田市川合町川合3053番地先	571.66		5.80 3.50	3	
		変更後	起点 終点	大田市川合町川合1602番2地先 大田市川合町川合3107番8地先	691.66		25.00 3.50		
O9019	南山線	変更前	起点 終点	大田市祖式町3225番1地先 大田市祖式町1981番地先	2,591.95		10.20 3.20	4	
		変更後	起点 終点	大田市祖式町3125番10地先 大田市祖式町1981番地先	2,617.23		20.00 3.20		
	合計(6路線)								

路線変更理由

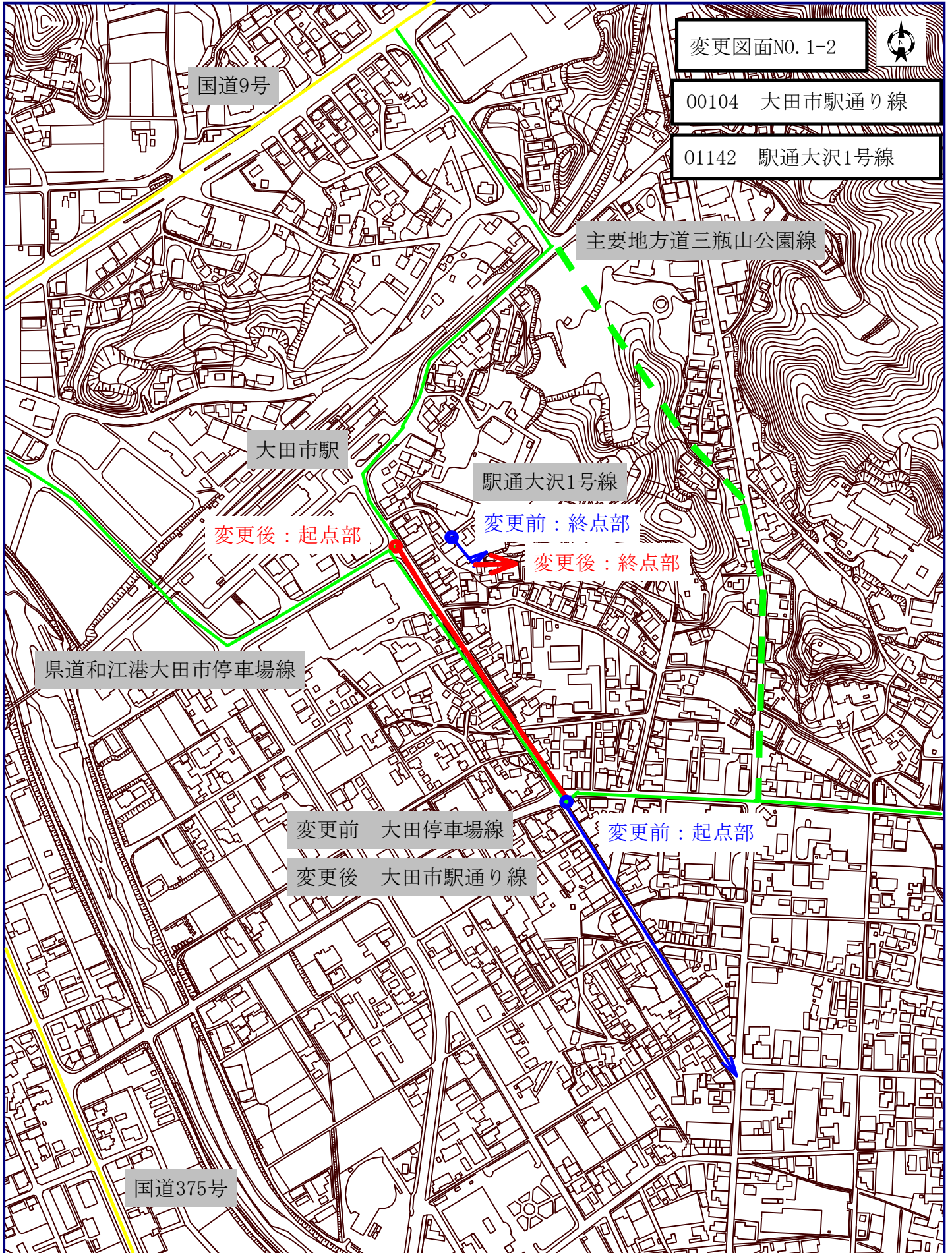
路線 番号	路線名	理 由	図面 番号
00103	変更前 山崎大正西線 変更後 山崎大正東線	大田市駅前周辺東側土地区画整理事業及び主要地方道三瓶山公園線付替えに伴う終点変更	1—1
00104	変更前 大田停車場線 変更後 大田市駅通り線	大田市駅前周辺東側土地区画整理事業及び主要地方道三瓶山公園線付替えに伴う起点変更	1—2
00206	富山堀越線	県道池田久手停車場線付替えに伴う起点変更	2
01142	駅通大沢1号線	大田市駅前周辺東側土地区画整理事業に伴う終点変更	1—2
07527	川合小学校線	県事業に伴う終点変更	3
09019	南山線	主要地方道大田桜江線付替えに伴う起点変更	4
	合計(6路線)		

位置図



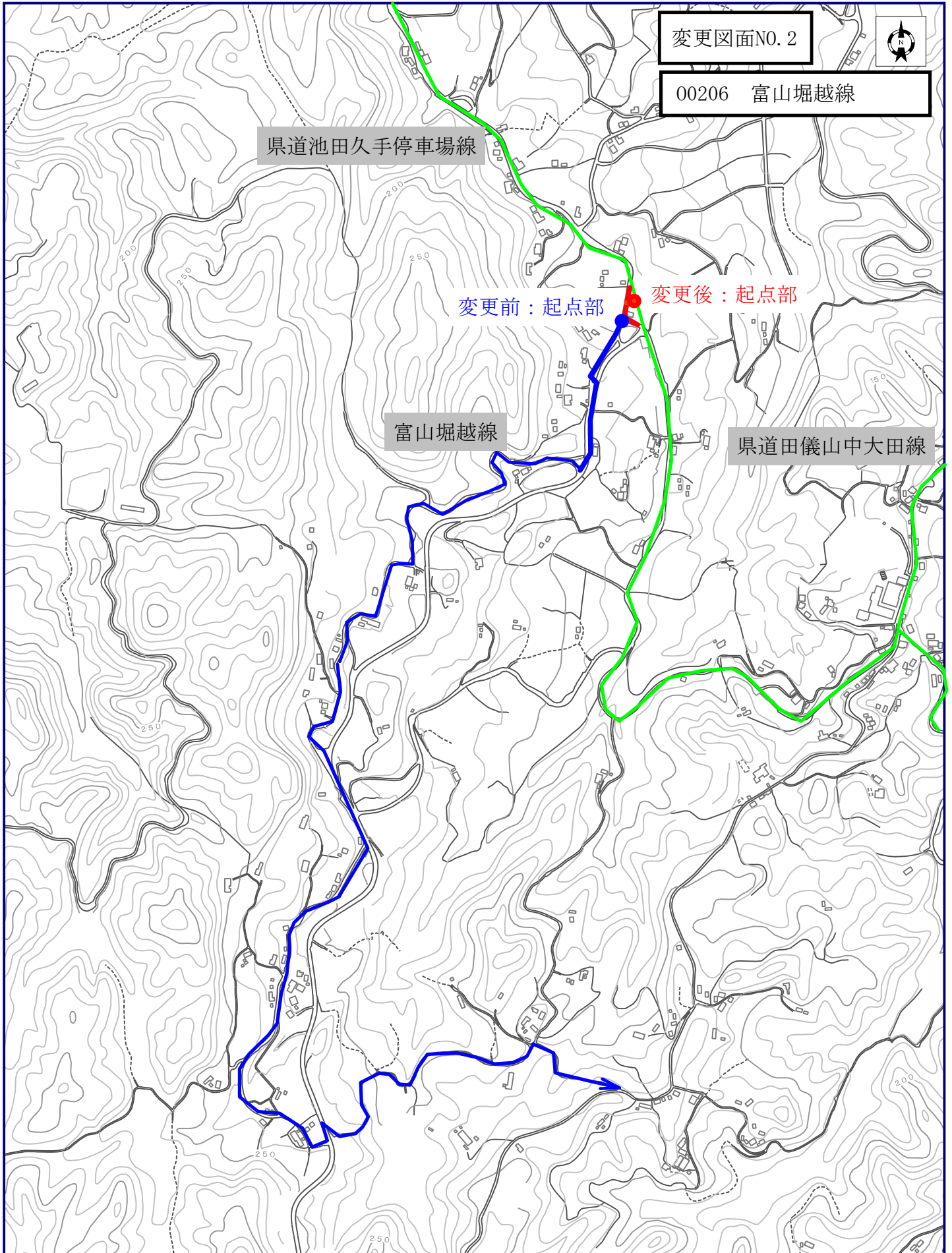
1/5000

位置図



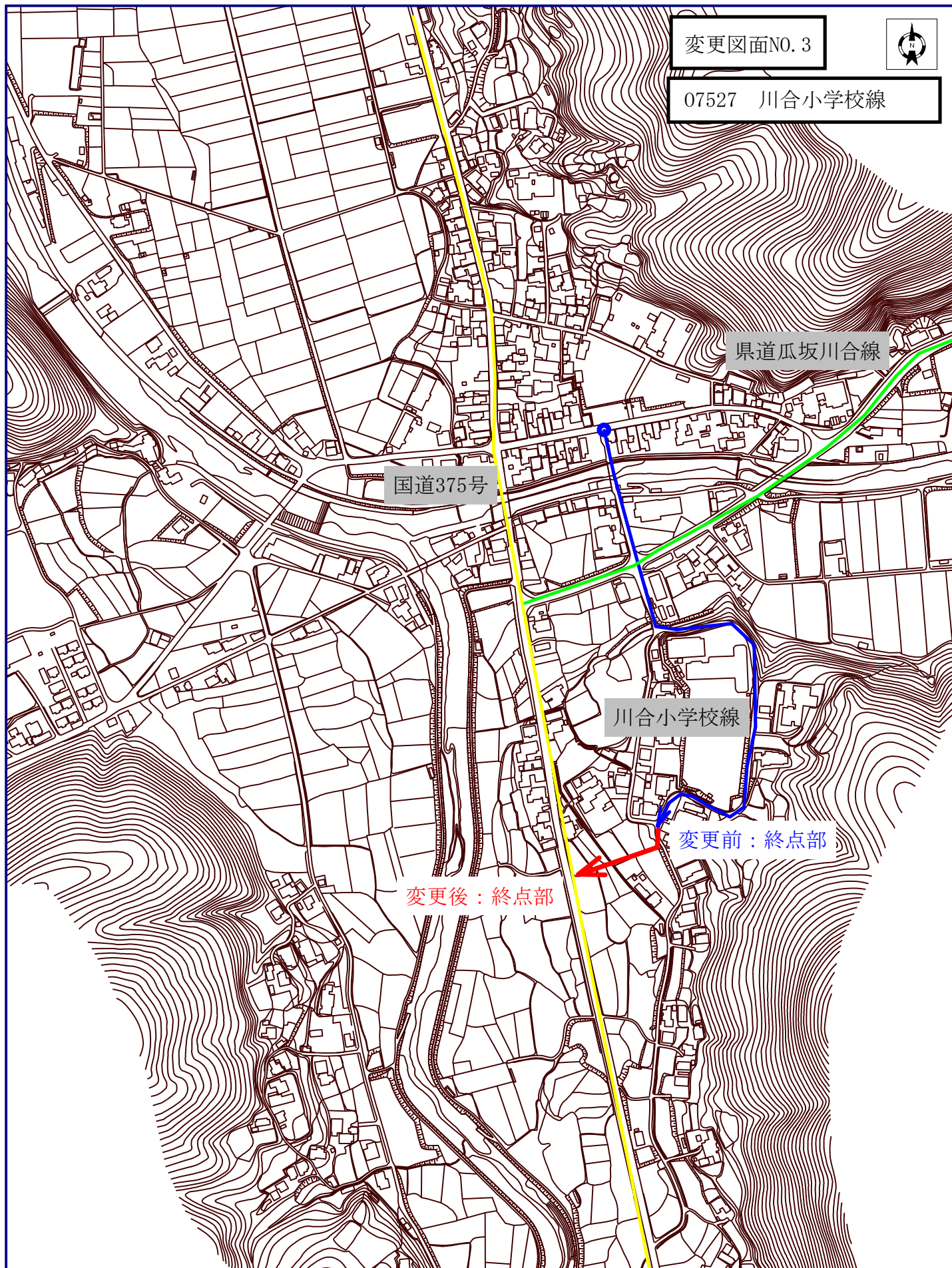
1/5000

位置図



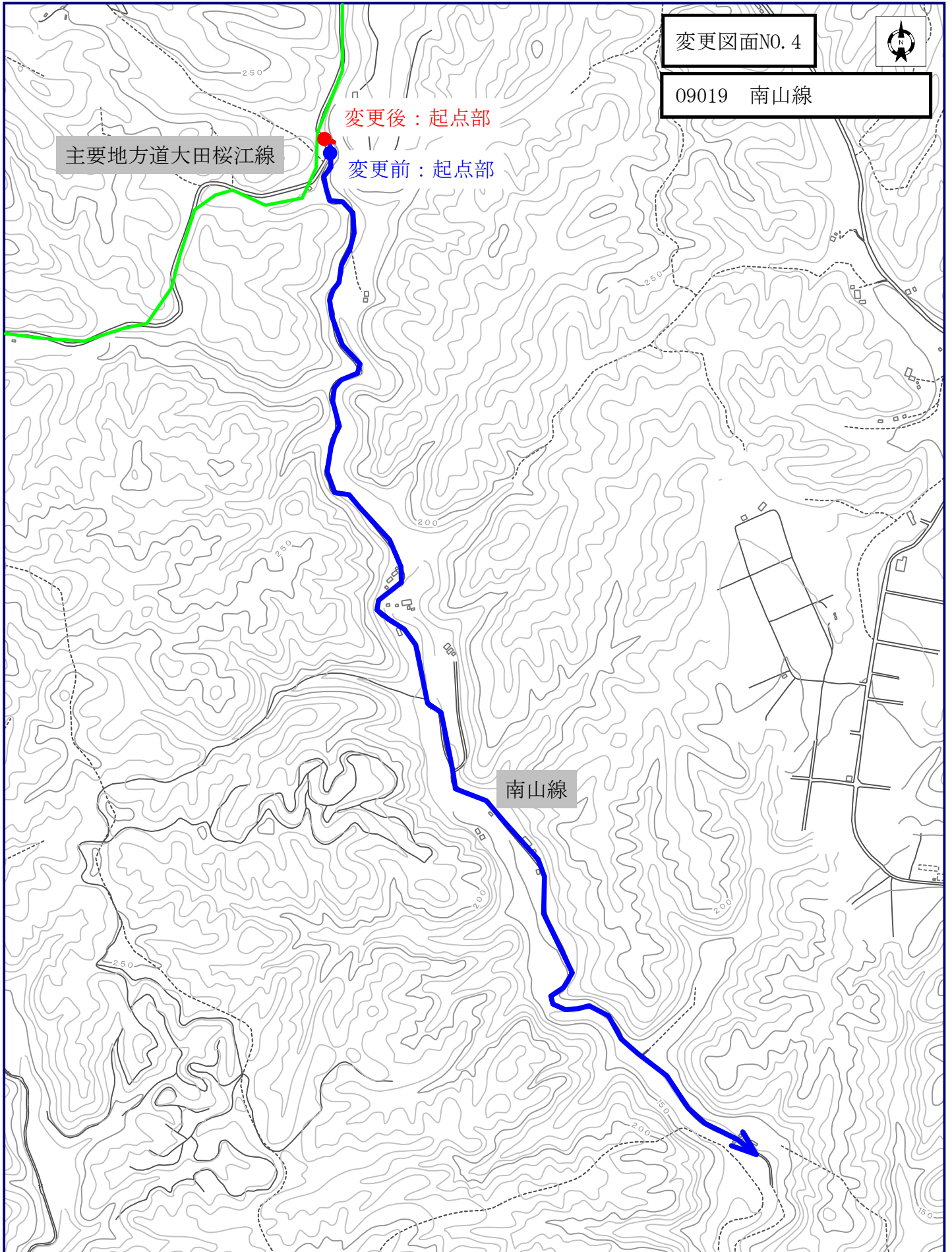
1/10000

位置図



1/5000

位置図



1/10000

議案第 5 1 3 号

和解について

次のとおり、和解することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 2 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 4 年 2 月 2 8 日提出

大田市長 楫 野 弘 和

1 相手方

島根県松江市東朝日町 1 0 2

西日本電信電話株式会社 島根支店 支店長 長江 恵

2 事案の概要

平成 2 6 年 6 月、消防本部新庁舎完成に伴い、円滑・迅速な出動体制の強化を図るため、「1 1 9 番通報に係る位置情報通知システム」を導入し、運用を開始した。

令和 3 年の同システム利用料改定に伴い、相手方が当市との契約状況を確認したところ、契約の未締結により利用開始から料金の請求を一度も行っていないことを発見した。このことについて、当市に対し謝罪を行うとともに未請求であった利用料金 2, 1 1 0, 9 4 8 円の支払いを求めてきた。

その後、支払額について協議を重ね、最終的に相手方が示してきた金額 4 7 0, 0 5 2 円で、和解の合意に至った。

3 和解の内容

- (1) 本件に係る令和 3 年 3 月 3 1 日以前の利用料金を 4 7 0, 0 5 2 円とし、大田市は、相手方にこれを支払う。

- (2) 大田市と相手方は、本件に関し他に何ら債権債務がないことを相互に確認する。

(参考資料)

地方自治法 (抜粋)

[議決事件]

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1)～(11) 略

(12) 普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起(略)、和解(普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟に係るものを除く。)、あっせん、調停及び仲裁に関すること。

(以下略)